開発許可審査基準

●道路に関する基準(都市計画法第33条第1項第2号)

・道路の構造

道路の平面交差点の交差角は、直角又は直角に近い角度とし、交差部に設けるすみ切長さは次表に示す値を基準とする。やむを得ず交差角が直角と著しく相違する場合、その他特別の理由ある場合は個々の交差点毎に決定する。

道路交差部のすみ切

(単位:m)

道路幅員	有効幅員				16.0~	備考
	4.0m	6.0m	9.0m	12.0m	18.0m	
有効幅員	2	2	2	_	_	
4.0m	2	2	2			★──有効幅員
6. Om	2	3	3	3	_	
						│
9.0m	2	3	4	4	4	↑ ↓
						L´
12.0m	-	3	4	6	7	有効幅員
16.0~						
18.0m	_	-	4	7	8	L:すみ切長さ